

## 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(代表者等が関係する福祉サービス事業者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 県は、評価機関と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ<u>長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会</u>（以下「<u>分科会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(組織運営管理業務を3年以上経験している者等)</p> <p>第11条 要領第2条第9号に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (1)から(4)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)又は(4)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者等)</p> <p>第12条 要領第2条第9号に規定する「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に規定する以外の資格でこれと同等と認められるものを有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者。なお、この場合において、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(代表者等が関係する福祉サービス事業者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 県は、評価機関と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ<u>長野県福祉サービス第三者評価推進委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(組織運営管理業務を3年以上経験している者等)</p> <p>第11条 要領第2条第9号に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (1)から(4)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)又は(4)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者等)</p> <p>第12条 要領第2条第9号に規定する「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に規定する以外の資格でこれと同等と認められるものを有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者。なお、この場合において、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>(7) (1)から(6)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(8) 行政、社会福祉協議会、非営利団体又は民間企業の常勤職員として、福祉サービス現場の経験（相談業務を含む。）はないが、福祉分野の業務経験を3年以上有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場への訪問が30か所以上あり、福祉サービス現場を熟知していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(9) 団体に所属するなどして、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者に係わる活動に従事し、通算して常勤3年間に相当する程度の従事経験があると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者)</p> <p>第13条 要領第2条第12号に規定する「評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <p>2 県は、評価調査者と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ<u>分科会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第14条～第22条 (略)</p> <p>附則 この細則は、令和元年 月 日から施行する。</p>	<p>(7) (1)から(6)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(8) 行政、社会福祉協議会、非営利団体又は民間企業の常勤職員として、福祉サービス現場の経験（相談業務を含む。）はないが、福祉分野の業務経験を3年以上有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場への訪問が30か所以上あり、福祉サービス現場を熟知していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(9) 団体に所属するなどして、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者に係わる活動に従事し、通算して常勤3年間に相当する程度の従事経験があると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者)</p> <p>第13条 要領第2条第12号に規定する「評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。</p> <p>2 県は、評価調査者と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ<u>委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>第14条～第22条 (略)</p> <p>(追加)</p>